指 名 停 止 措 置 の 概 要

１　指名停止措置業者名　：　アクア株式会社
　　法人番号　：　6160001007196
　　業者の住所　：　滋賀県長浜市下之郷町７０９

２　指名停止の期間　：　令和８年１月７日～令和８年１月 20 日（２週間）

３　指名停止の措置対象地区　：　近畿地区

４　事実概要
　アクア株式会社及び同社従業員は、米原市発注の工事において、作業員の死亡事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により略式起訴され、長浜簡易裁判所からそれぞれ罰金 20 万円の略式命令を受け、令和７年６月にそれぞれ刑が確定した。

５　指名停止の理由
　４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第１第８号(下記参照)に該当する。

別表第１　　事故等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
１～７　省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) ８　一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として２週間以上２か月以内

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　建設企画部　工事契約課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)